

使用済み太陽光パネル将来排出量実態等調査業務委託仕様書（公募用）

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、埼玉県は委託候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。
- ・本案件の審査結果として、原則として次の事項を公表する。
 - 実施部局名、課所名、契約件名及び選定方法
 - 参加申請した全事業者名（ただし、契約先候補者以外は仮称）
 - 審査基準に係る審査項目
 - 全事業者の特定又は契約先候補者の選定順位に係る評価数値
 - その他発注機関が必要と認める事項

令和8年4月28日

1 目的

本県は年間快晴日数が約50日と多く、日照時間が長いことから、太陽光発電に有利な地理的特性を有している。平成24年から開始された固定価格買取制度は、再生可能エネルギーで発電した電力を国が定めた価格で一定期間、電力会社が買い取る制度で、この制度の後押しを受け、全国的に急速に太陽光発電施設が設置された。本県の県土面積が全国第39位であるのに対し、太陽光発電施設の事業用設置（発電容量ベース）が全国第22位で、家庭用は第2位であるのは、地理的特性を活かした結果である（表1）。

太陽光パネルは約20～30年で耐用年数を迎え、これから大量廃棄期を迎えることになる。しかし、大量廃棄期における排出量をピークと考えると、リサイクル体制が不十分であり、現状は安価な埋立処分が主流となっている。大量廃棄期までに、効率的な回収から再資源化までビジネスベースで自走できるサーキュラーエコノミーシステムを確立する必要がある。

そのため、県内に既に設置されている太陽光パネルに係る情報を収集・整理し、国の法令・計画・政策等による今後の動向等を勘案したうえで、将来の県内外における使用済み太陽光パネルの排出量を推計し、政策立案することを業務の目的とする。

表1 都道府県別、太陽後発電設置状況（発電容量）

出典：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 公表用ウェブサイトより（資源エネルギー庁）

	家庭用(10kW未満)	順位
愛知県	1,320,907	1
埼玉県	889,295	2
静岡県	786,371	3
福岡県	758,821	4
千葉県	725,344	5
東京都	714,198	6

	事業用(10kW以上)	順位
茨城県	4,153,679	1
福島県	3,272,554	2
栃木県	2,891,143	3
千葉県	2,867,809	4
三重県	2,644,671	5
	(略)	
埼玉県	1,262,808	22

	合計	順位
茨城県	4,733,638	1
福島県	3,598,822	2
千葉県	3,574,861	3
栃木県	3,304,403	4
愛知県	3,303,717	5
	(略)	
埼玉県	2,139,558	15
計	76,030,221	-

2 履行期間

契約の日から令和 8 年 12 月 11 日（金）

（5 業務内容に定める業務を全て履行し、検査に合格した場合、履行期限を前倒すことができる。）

3 納入場所

埼玉県環境部産業廃棄物指導課（埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1）

4 成果物

本業務における成果品を表 2 に示す。

表 2 成果品一覧

成果品名	部数	提出媒体	備考
報告書（概要版を含む）	1	電子(PDF 形式)	回収した調査票や聞き取り票等も報告書に含めること。
中間報告	1	電子(PDF 形式)	回収した調査票や聞き取り票等も報告書に含めること。
議事録	1	1	

5 業務内容

以下に示す調査・検討等を行うものとするが、より効果的・効率的な手法や項目、調査対象数について提案のうえ実施するものとする。

(1) 設置状況推計

太陽光パネルの設置、販売等に係る統計情報を参考に、県内の太陽光パネルの設置状況について、市町別、設置形態別（事業用、住宅用など）、パネルタイプ別（結晶系、薄膜系、化合物系など）、設置年別の設置台数等を推計する。

(2) 県内太陽光発電認定事業者等に対する調査

受託者は、県内の太陽光発電認定事業者等に対し、使用済み太陽光パネルの廃棄物処理及びリサイクルについて、排出源、処理の方法、処理後の廃棄物及び処理費用等をアンケート、ヒアリング等により調査する。なお、調査対象数については、太陽光発電認定事業者の発電所数、発電規模（発電出力量）等から、必要十分な数量を実施すること。その際、必要十分と判断した数量の妥当性を示す根拠を示すこと。

(3) 将来排出量の推計

5 (1) 及び (2) の調査結果を基に、年度別、設置形態別、パネルタイプ別、市町別に県内排出量を推計する。また、国等の動向（エネルギー政策、太陽電池廃棄物の再資源化等の再資源化等の推進に関する法律等）や首都圏（埼玉県を除く）から排出された太陽光パネルが埼玉県に流入する量などを加味して、将来排出量を推計する。

(4) 政策提案

5 (1) から (3) の結果や他自治体の政策、最新の事例等に係る文献調査等を基に、本県が今

後進めていくべき3～5年先の政策を提案すること。なお、政策提案は廃棄される太陽光パネル及び周辺機器に関することであれば、リユース及びリサイクルの種別を問わない。

6 業務の着手

受託者は、契約締結後14日以内に「**8 必要書類の提出**」に示す業務実施計画書を作成し発注者の承認を受け、本業務に着手し、発注者に届出をしなければならない。

7 業務の実施体制及び方法

- (1)本業務の実施にあたり、受託者は業務の円滑な実施を図るため実施方針や工程等の検討を行い、業務実施計画（実施計画書、業務工程表等）を策定し、県に提出する。
- (2)本業務の実施にあたり、他都道府県市の廃棄物処理担当者や民間団体等からの意見聴取、必要な資料を収集・使用するにあたっては、発注者と協議のうえ受託者の責任において関係者と交渉し、引用することについての承諾を得るものとする。
- (3)受託者は本業務の実施の際に、十分に対応できる人数を配置し、事業実施や関係者からの問い合わせに対応するものとする。
- (4)受託者は、本業務についての打ち合わせ・協議を適宜行うものとする。
- (5)受託者は、発注者の求めに応じて、調査の進捗を中間報告する（8月末を想定）。
- (6)その他、本業務に係る補償・経費等の一切は、受託者において負担するものとする。
- (7)県は本業務委託とは別に県内（政令市を含む）産業廃棄物中間処分業者60社程度（※）及びリユース業者数社を対象に、使用済み太陽光パネルの処理実態調査（※※）を行う。5(4)の政策提案に用いる場合、調査結果を提供する。

※「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類」の3品目の処分業許可を有する事業者

※※中間処分業者に対しては、主に令和7年度の処理実績、処理方法、処理後物について調査し、リユース業者に対しては、主に令和7年度の受入実績、排出先を調査項目とする。

8 必要書類の提出

受託者は、業務契約後14日以内に埼玉県環境部産業廃棄物指導課に下記の書類を提出し、承認を得るものとする。

- (1)業務実施計画書
- (2)業務工程表
- (3)業務実施体制
- (4)その他、委託者が必要とする書類

9 その他

- (1)本業務により得られた調査データ等全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等を

してはならない。

- (2)本業務により得られた調査データ等の使用、保存、処分には、調査内容の機密が保持されるよう細心の注意をもって業務に当たらなければならない。
- (3)本仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に関し必要な事項は、委託者と受託者が協議して決定するものとする。
- (4)本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合、委託者は契約の解除等ができるものとする。
- (5)本業務の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から委託者に帰属する。